

計画作成年度	令和元年度
計画主体	岡山県矢掛町

矢掛町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 矢掛町産業観光課
所在地 岡山県小田郡矢掛町矢掛3018
電話番号 0866-82-1016
FAX番号 0866-82-1454
メールアドレス E-mail info@town.yakage.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類, 被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ, ニホンザル, タヌキ, アナグマ, ハクビシン, アライグマ, ヌートリア, ハシブトガラス, ハシボソガラス, ニホンジカ
計画期間	令和2年度～令和4年度
対象地域	岡山県小田郡矢掛町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状(令和元年)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲 雑穀(トウモロコシ, イモ) 野菜(タケノコ, ニンジン, カボチャ, ダイコン, トマト) 果樹(ナシ, モモ)	380万円/8.7ha
ニホンザル	水稲 雑穀(トウモロコシ, イモ) 野菜(カボチャ, ダイコン, ニンジン, スイカ, トマト) 果樹(モモ, ブドウ)	39.2万円/2.45ha
タヌキ アナグマ ハクビシン アライグマ	水稲 雑穀(トウモロコシ, イモ) 野菜(カボチャ, ニンジン, ダイコン, スイカ, トマト) 果樹(モモ, ナシ, ブドウ)	4.8万円/0.79a
ヌートリア	水稲 穀類(イモ) 野菜(カボチャ, ニンジン, ダイコン, スイカ, トマト) 果樹(モモ)	4.8万円/0.78ha
ハシブトガラス ハシボソガラス	水稲 穀類(トウモロコシ) 野菜(キュウリ, カボチャ, スイカ) 果樹(モモ, ナシ, ブドウ)	34.5万円/1.95ha

(2)被害の傾向(令和元年度)

①イノシシ

イノシシによる被害は、3月下旬～5月においてタケノコの被害、8月～11月において水稻、イモ類等への食害が多く見られる。また、食害のみでなく、ため池の堤防、田の畦等への掘り起こしによる崩落の被害が見られる。

被害区域は、全町に広がっており、どの地区においても、水稻被害の他、畑の掘り起こしによる穀類、野菜、イモ類等の被害がある。

②ニホンザル

ニホンザルによる被害は、果樹、野菜類の収穫時期での食害が多く見られた。

被害区域は、宇内地区、小田地区が中心であり、約100頭の群れが移動しながら被害を及ぼしている。

③タヌキ、アナグマ、ハクビシン、アライグマ

タヌキ、アナグマ、ハクビシン、アライグマによる被害は、果樹、野菜類の収穫時期での食害が発生している。

被害区域は、全町に広がっており、山裾の近い農地で野菜、果樹類が被害を受けている。

④ヌートリア

ヌートリアによる被害は、水稻、野菜類等の食害のみでなく、ため池の堤防、田の畦等への巣穴による崩落の被害が見られる。

被害区域は、全町に広がっており、特に河川、ため池等の水辺の近くに集中している。

⑤ハシブトガラス・ハシボソガラス

カラスによる被害は、年間を通じて被害が発生している。ナシ、ブドウ等の農作物被害だけでなく、飼料等の食害も見られる。

被害区域は中山間地域を中心にして、民家の近くの菜園にまで広がっている。

⑥ニホンジカ

ニホンジカについても目撃情報が寄せられている。

(3)被害の軽減目標

指標(被害金額)	現状値(令和元年度)	目標値(令和4年度)
イノシシ	380万円	340万円
ニホンザル	39.2万円	35万円
タヌキ、アナグマ、ハクビシン、アライグマ	4.8万円	4.3万円

ヌートリア	4. 8万円	4. 3万円
ハシブトガラス ハシボソガラス	34. 5万円	30万円

指標(被害面積)	現状値(令和 元 年度)	目標値(令和 4 年度)
イノシシ	8. 7ha	7. 9ha
ニホンザル	2. 45ha	2. 2ha
タヌキ, アナグマ, ハクビシン, アライグマ	0. 79ha	0. 7ha
ヌートリア	0. 78ha	0. 7ha
ハシブトガラス ハシボソガラス	1. 95ha	1. 8ha

(4)従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>矢掛町猟友会により精力的に有害鳥獣の捕獲が行われ、猟友会との捕獲体制の構築がなされている。</p> <p>捕獲手段に関しては、町内一円で銃器、わなを用いて行ってきた。</p> <p>鳥獣害防止総合対策事業等により、イノシシ捕獲柵を町内に導入し、イノシシの捕獲体制の強化に努めた。</p> <p>ニホンジカについては、出没情報に注意して生息状況の把握に努めている。</p>	<p>高齢化による狩猟者の減少に伴って捕獲の担い手の育成が必要となっている。</p> <p>捕獲体制は強化されているものの、イノシシ被害は依然として多く出ているため、今後もイノシシ捕獲機材(箱わな、囲いわな等)の普及促進し、獣肉加工の体制整備、管理体制整備を重点に置く必要がある。</p> <p>また、鳥獣は市町村の境界を越えて被害を及ぼすため、周辺の市町村と連携した一斉捕獲の実施についても課題となっている。</p>

<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>防護柵の設置については、普及促進を行い、鳥獣害防止総合対策事業等の活用により、イノシシ侵入防止柵の整備を行ってきた。</p>	<p>被害の大部分が山間部を占めおり防護柵の整備がまだ十分には進んでいない。集落ぐるみで侵入防止柵の整備が必要である。</p> <p>整備されていない地域に被害が及ぶようになり、これらの新たな地域にも防護柵の普及が急務となっている。</p> <p>また、有害獣の温床となっている耕作放棄地の刈払い(緩衝帯の整備)、等、住民に対する被害対策の普及・啓発活動が必要である。</p>
----------------------	---	--

(5) 今後の取組方針

<p>矢掛町における令和元年の対象鳥獣の被害金額は463.3万円、被害面積は14.67haとなった。主な被害としてイノシシ、ニホンザル、ヌートリア、タヌキ、アナグマ、ハクビシン、アライグマ、ハシブトガラス、ハシボソガラスによる水稻、雑穀、野菜、果樹等の農作物への被害が挙げられた。</p> <p>矢掛町では、被害防止計画を変更するにあたり、対象鳥獣の令和4年度被害軽減目標を令和元年度より10%減の413.6万円、13.3haとする。</p> <p>平成20年度からの取組により、矢掛町ではイノシシ等の野生鳥獣の捕獲体制が以前より強化され、住民に対する一定の普及・啓発も行ってきたが、鳥獣の個体数は繁殖率が高いため未だ被害の顕著な減少には至っておらず、今後も引き続き被害対策を強化していく必要がある。</p> <p>今後は、地域の意識改革による被害防除体制の確立を行うために、地域懇談会、講習会などを開催し、捕獲と防護柵による被害防止対策の普及推進、周辺市町村の一斉捕獲体制の検討、捕獲に従事する狩猟後継者の育成対策、有害鳥獣を寄せ付けない集落環境づくりに向けての体制整備を行っていく。</p>

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

矢掛町猟友会	農林業者等からの依頼を受けて、猟友会で結成された各駆除班が積極的に有害鳥獣の捕獲を行い、イノシシ、ヌートリア等については、捕獲数が増加した。矢掛町猟友会と連携して、鳥獣害対策の普及・啓発を行い、捕獲体制を整えていく。
矢掛町鳥獣被害対策実施隊	矢掛町猟友会と連携して、鳥獣被害対策の普及・啓発を行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和2年度	イノシシ、ニホンザル、タヌキ、アナグマ、ハクビシン、アライグマ、ヌートリア、ハシボソガラス、ハシブトガラス ニホンジカ	被害地域住民と猟友会が連携して、捕獲機材(箱わな、囲いわな)の導入を地域に対して進めるとともに、狩猟者の確保、育成のため、岡山県猟友会が行う狩猟免許取得事前講習会への参加を推進する。
令和3年度	イノシシ、ニホンザル、タヌキ、アナグマ、ハクビシン、アライグマ、ヌートリア、ハシボソガラス、ハシブトガラス ニホンジカ	被害地域住民と猟友会が連携して、捕獲機材(箱わな、囲いわな)の導入を地域に対して進めるとともに、狩猟者の確保、育成のため、岡山県猟友会が行う狩猟免許取得事前講習会への参加を推進する。
令和4年度	イノシシ、ニホンザル、タヌキ、アナグマ、ハクビシン、アライグマ、ヌートリア、ハシボソガラス、ハシブトガラス ニホンジカ	被害地域住民と猟友会が連携して、捕獲機材(箱わな、囲いわな)の導入を地域に対して進めるとともに、狩猟者の確保、育成のため、岡山県猟友会が行う狩猟免許取得事前講習会への参加を推進する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

対象鳥獣による農作物被害は、被害金額、被害面積共に減少しているが、同時に耕作を行っている田畑が減少していることを加味すれば高止まりで推移していると考えられる。また近年では被害地域が拡大傾向にあるため、有害鳥獣駆除班及び矢掛町鳥獣被害対策実施隊が広域的な駆除を行うことを目的に、過去の実績を基に3年間の捕獲計画を決定し個体数の調整を行うこととする。

① イノシシ

矢掛町では、依然イノシシの被害は全町に広がっており、引き続き一定数の捕獲を行っていく必要があると考えられる(捕獲実績 平成29年度311頭、平成30年度373頭、令和元年度350頭見込み)。そのため、捕獲計画数は450頭とする。

② ニホンザル

ニホンザルについては、個体数が増加してきている状況にあり、農作物への被害は深刻である。依然として一部の集落(約100頭のグループが生息している。)に出現しており、今後も捕獲数を増やしていく必要があると考えられる(捕獲実績 平成29年度2頭、平成30年度3頭、令和元年度8頭見込み)。そのため、岡山県・近隣市町村と連携して効果的に捕獲を実施するため、捕獲計画数を10頭とする。

③ タヌキ、アナグマ、ハクビシン、アライグマ

矢掛町ではタヌキ、アナグマ、ハクビシン、アライグマの被害状況はあまり改善しておらず、引き続き捕獲に取り組むこととした。(捕獲実績 平成29年度120頭、平成30年度92頭、令和元年度150頭見込み)。そのため、捕獲計画数を200頭とする。

④ ヌートリア

ヌートリアについても、個体数は減少傾向にあるが、被害状況の大幅な改善には至っておらず、引き続き捕獲を強化していく必要があると考えられる(捕獲実績 平成29年度177匹、平成30年度59匹、令和元年度50匹見込み)。そのため、捕獲計画数を300匹とする。

⑤ ハシブトガラス・ハシボソガラス

カラスによる果樹、野菜等への被害状況はあまり改善しておらず、引き続き捕獲を強化していく必要があると考えられる(捕獲実績 平成29年度262羽、平成30年度303羽、令和元年度30羽見込み)。そのため、捕獲計画数を500羽とする。

⑥ ニホンジカ

目撃情報が寄せられており、今後被害の拡大が予想されるため、年間捕獲計画を10頭とする。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
イノシシ	450	450	450
ニホンザル	10	10	10
タヌキ	80	80	80
アナグマ	80	80	80
ハクビシン	20	20	20
アライグマ	20	20	20
ヌートリア	300	300	300
ハシブトガラス ハシボソガラス	500	500	500
ニホンジカ	10	10	10

捕獲等の取組内容
町内の各駆除班・実施隊の連携を一層深め、情報共有等による駆除活動の円滑化を図る。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	2年度	3年度	4年度
イノシシ	電気柵 5,000m	電気柵 5,000m	電気柵 5,000m
ニホンジカ	ワイヤーメッシュ 1,000m	ワイヤーメッシュ 1,000m	ワイヤーメッシュ 1,000m
その他鳥獣			

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和2年度	イノシシ ニホンザル ハシブトガラス ハシボソガラス ニホンジカ	地域において普及啓発を進めるとともに、地域住民が主体的に緩衝帯の整備、追い払い活動、捕獲柵の管理等を行えるような体制整備の確立を目指す。
令和3年度	イノシシ ニホンザル ハシブトガラス ハシボソガラス ニホンジカ	地域において普及啓発を進めるとともに、地域住民が主体的に緩衝帯の整備、追い払い活動、捕獲柵の管理等を行えるような体制整備の確立を目指す。
令和4年度	イノシシ ニホンザル ハシブトガラス ハシボソガラス ニホンジカ	地域において普及啓発を進めるとともに、地域住民が主体的に緩衝帯の整備、追い払い活動、捕獲柵の管理等を行えるような体制整備の確立を目指す。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
井原警察署	住民の生命の安全確保に関すること。
矢掛町	対処全般に関すること
岡山県備中県民局	情報提供、助言、指導等
矢掛町各自治会	住民への周知に関すること。
矢掛町猟友会(駆除班)・実施隊	対象鳥獣の捕獲に関すること。

(2) 緊急時の連絡体制

矢掛町 → (各自治会) → 住民
矢掛町 → 矢掛町猟友会(駆除班)・実施隊
矢掛町 → 井原警察署, 岡山県備中県民局

6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	矢掛町有害鳥獣被害対策協議会
--------------	----------------

構成機関の名称	役割
矢掛町議会	矢掛町と連携して、事業推進及び有害鳥獣関連情報の提供を行う。
矢掛町猟友会	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施を行う。
岡山県鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連情報の提供と鳥獣の保護管理に関する業務を行う。
農業関係者	有害鳥獣に関する情報提供、防止計画の普及啓発を行う。
被害集落の代表者	有害鳥獣に関する情報提供、防止計画の普及啓発を行う。
矢掛町役場 産業観光課	事務を担当し、協議会に関する連絡・調整を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
岡山県備中県民局農林水産事業部 農畜産物生産課, 森林企画課	オブザーバーとして矢掛町有害鳥獣被害対策協議会に参加し、有害鳥獣関連情報の提供並びに被害防止技術の情報提供、その他必要な援助を行う。
岡山県備中県民局農林水産事業部 井笠農業普及指導センター	オブザーバーとして矢掛町有害鳥獣被害対策協議会に参加し、有害鳥獣関連情報の提供並びに被害防止技術の情報提供、その他必要な援助を行う。
JA 晴れの国岡山	オブザーバーとして矢掛町有害鳥獣被害対策協議会に参加し、対象地域を巡回し、有害鳥獣関連情報の提供、並びに被害防止技術の情報提供、営農(技術)指導、その他必要な援助を行う。
備中南森林組合	オブザーバーとして矢掛町有害鳥獣被害対策協議会に参加し、有害鳥獣関連情報の提供を行う。

(3) 鳥獣被害対策対実施隊に関する事項

町長が任命した者で鳥獣被害対策実施隊を平成25年度に結成し、実施隊による被害防止策の普及・啓発等に併せて、狩猟者の確保、育成を行うとともに市街地での緊急捕獲等に対応する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

町内全域における農作物の被害は深刻な状態に陥っている。また、山間部を中心として高齢化が進んでいるため、被害防護柵の設置、緩衝帯の整備が限界集落の地域では、困難な状態となっている。

そこで、広範囲の被害防止策(被害防止柵の設置、緩衝帯の整備等)を講じる場合に、地域全体での取り組みを行っていく。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は、捕獲後速やかに埋設処分等を行うこととする。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品として利用等その有効な利用に関する事項

自己の食用とする場合は、野生鳥獣食肉衛生管理ガイドラインを参考に解体処理するものとする。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止対策に関して、講習会、情報交換会、現地研修会等を開催する。
町の広報紙等を活用し、鳥獣による町民の生命や身体に危害が発生することを防止する。